

兵庫地方最低賃金審議会

第 678 回審議会資料（意見書等）

令和 7 年 7 月 30 日

兵庫労働局労働基準部賃金室

第 678 回兵庫地方最低賃金審議会

資料（意見書等）目次

	頁番号
資料 1： 兵庫県労働組合総連合（意見書）	1
資料 2： JMITU 兵庫地方本部（意見書）	2
資料 3： 兵庫県パート・ユニオンネットワーク（意見書）	3
資料 4： 郵政産業労働者ユニオン神戸中央支部（意見書）	5
資料 5： 西宮・芦屋地域労働組合総連合（意見書）	7
資料 6： JIMTU 甲南電機支部（意見書）	8
資料 7： 全日本年金者組合兵庫県本部（意見書）	9
資料 8： 全日本放送受信料労働組合兵庫県協議会（意見書）	10
資料 9： 兵庫教職員組合（意見書）	11
資料 10： 兵庫県高等学校教職員組合（意見書）	12
資料 11： 兵庫県高等学校教職員組合中播支部（意見書）	13
資料 12： 兵庫県高等学校教職員組合尼崎支部（意見書）	14
資料 13： 兵庫県高等学校教職員組合丹有支部氷上特別支援学校分会（意見書）	15
資料 14： 兵庫県私立学校教職員組合連合（意見書）	16
資料 15： 兵庫県障害児学校教職員組合（意見書）	17
資料 16： 兵庫私学労働組合（意見書）	18

資料 17：兵庫労連・神戸地域労働組合（意見書）	19
資料 18：郵政産業労働者ユニオン兵庫南支部西宮分会（意見書）	20
資料 19：郵政産業労働者ユニオン兵庫南支部長田分会（意見書）	22
資料 20：郵政産業労働者ユニオン尼崎支部（意見書）	23
資料 21：郵政産業労働者ユニオン兵庫県協議会（意見書）	24
資料 22：郵政産業労働者ユニオン兵庫南支部（意見書）	26
資料 23：自立労働組合連合不二家神戸労働組合（意見書）	28
資料 24：兵庫地区労働組合総連合（要請書）	44

兵庫労働局長 金成 真一 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月 25日

兵庫県労働組合総連合
議長 成山 太志



最低賃金の大幅引き上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

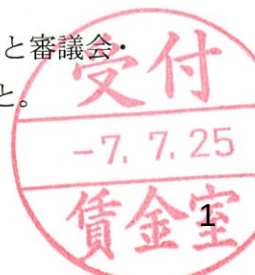
わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



兵庫労働局長 金成 真一 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月25日

(団体名) JMITU 兵庫地方本部
(代表者) 執行委員長 中村伸治

最低賃金の大幅引き上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

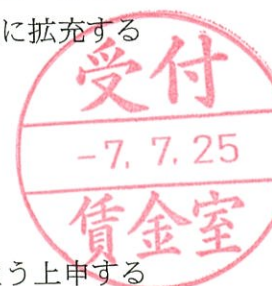
わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



2025年 7月28日

兵庫地方最低賃金審議会

会長 山口隆英様



兵庫県パート・ユニオンネットワーク

代表委員 塚原久雄

同 川面勉

同 山本三千子

神戸市中央区古湊通1-2-5 DAIEI ビル3F

TEL078-382-2116/FAX078-382-2124

(担当：事務局長 森口知子)



最低賃金改正決定に係る意見について

私たち兵庫県パート・ユニオンネットワークは、1991年、「パート110番」活動に取り組む兵庫県下の地区労、誰でも1人でも入れるユニオン、そして自治体の臨時・非常勤職員や嘱託職員らでつくる自治労兵庫県本部臨時・非常勤職員等評議会で結成された労働団体で、30年以上にわたって非正規労働者の地位と権利の向上のために活動を行っています。

2025年度の兵庫県最低賃金改定にあたって、「兵庫労働局一般公示第18号」に基づき下記のとおり意見表明します。

記

1. 最低賃金をいまずぐ1500円に引き上げること
2. 全国一律最低賃金にすること

物価高騰は続き、私たちの生活は圧迫され続けています。とりわけ非正規労働者は苦しんでいます。春闘の賃上げは、30年ぶりの高水準だったと景気がよくなったように言われています。しかし、中小零細企業で働く労働者や非正規労働者は、物価高騰を超える昇給を実現しておらず、実質賃金は今なおマイナスです。非正規労働者が4割もいる現在、生活がよくなったと実感できている人がどれほどいるのでしょうか！

国民すべてが、憲法で定められている「健康で文化的な最低限度の生活」を送るためには、全国どこでも時給1,500円以上が必要であることを明らかです。

貴審議会におかれましては、意見書に述べています私たち兵庫県パート・ユニオンネットワーク

の組合員であり、非正規労働者として働いている者の生の声を真摯に受け止め、今年度において上記2項目が実現するよう審議して下さることをお願いいたします。

労働組合武庫川ユニオン 増田 弘恵

私は28歳の頃、半田溶接の仕事をするようになりました。当時はまったく素人でしたので、必死に技術を習得したくて頑張りました。子供を保育所に預けていたので、仕事との両立には主人が助けてくれました。

その頃、携帯電話の製造がされ始めた頃で、残業や休日出勤がありました。2週間程、三菱電機へ研修に行き、携帯電話以外の半田溶接のことも教えて頂きました。その後は色々な基盤に携わることになり、難しいなりに結果を出せていました。残念ながら6年後、会社は倒産してしまい、別の会社に就職したのですが、仕事の内容が楽しいものではなく、別の仕事を探そうか迷ってる時、倒産した会社の上司がいま働いている大阪電技に誘って頂き、三菱電機で派遣として4年近く働かせて頂きました。そこで、あらためて半田溶接の様々な経験させて頂き、技術を磨いてきました。

2007年、持病の股関節の痛みのため立ち仕事である三菱電機の仕事が出来なくなり、大阪電技・稲野工場で働くことになり、2008年に手術しました。

復帰後、三菱電機からの依頼を受け、難しい仕事もさせて頂きました。その結果、半田溶接のスキルは格段に向上し、取引先である三菱電機や島津製作所の技術担当者からも高い評価を受けるまでになりました。

2019年、取引先から高評価を受け、他の人が行った半田溶接の失敗を手直しするなどしているのに、あまりにも時給が低いので武庫川ユニオンに加入し、団体交渉を通じて、月5千円の技能手当が支給されることとなりました。2021年にもあらためて団体交渉を行い、技能手当が1万円に引き上げられました。

そうした中で、2024年6月、2度目の股関節手術を行い、復帰後は、たくさんの仕事を頂き、会社の売上にも貢献してきたと自負していますが、会社は私の働きをまったく評価せず、「会社自体が儲かっていないので上げられない」の一点張りでした。この間の物価高騰の状況や会社への貢献を評価するようあらためて団体交渉を通じて訴え、今春闘でようやく1万円の引き上げをさせることが出来ました。

正社員の賃上げがされても、非正規雇用で働く私たちはいくらスキルがあっても、最低賃金が引き上げられなければ賃金は据え置かれてきました。非正規雇用で働く人で、私のように団体交渉ができる人はそんなにたくさんいるわけではありません。今春闘で5%を超える賃上げがされたと報道されていましたが、実質賃金は5か月連続でマイナスです。それほど物価上昇は急激です。ぜひ、最低賃金を1500円にして下さい。

以 上

2025 年 7 月 16 日

兵庫地方最低賃金審議会 御中

(団体名) 郵政産業労働者ユニオン 神戸中央支部

(代表者) 木岡 道雄

(住 所) 神戸市中央区栄町通 6-2-1

兵庫県最低賃金の改定決定に係る意見書

1. 兵庫県最低賃金は、時給 1,500 円を目指し、大幅に引き上げること。
2. 地域別最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律制に改正すること。

上記の意見に関し理由を述べます。

1. この間の物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。全国消費者物価指数が 45 か月連続でプラスとなり、直近 5 月の前年同月比は 3.7% も上昇し、生活の厳しさはより増しています。この物価高騰の影響はとりわけ非正規雇用で働く人たちへ大きなしわ寄せが及んでいます。

私たちの働く日本郵政グループ各社は、非正規雇用の時給制契約社員が約半数に及びます。時給制契約社員の時給は地域別最低賃金に連動しています。しかし、春闘時の賃金交渉においては、地域別最低賃金の改定によって時給を引き上げているとして、会社はゼロ回答を続けています。結果として、最低賃金の改定は、時給制契約社員の時給に大きな影響を持ちます。

兵庫県の時給制契約社員の基本給は、最低賃金 1,052 円（端数繰り上げ）プラス 20 円で 1,080 円です。個人別評価により 6 段階の資格給が加算されますが、最高の評価だとしても、月収は約 26 万円です。様々な範囲で節約をしていますが、この間の急激な米類をはじめとする物価高騰が続き、切り詰めるだけ切り詰めても生活に余裕はありません。

兵庫県の最低賃金 1,052 円では、生活の安定を得ることはできません。政府は 2020 年代に時給 1,500 円をめざすとしていますが、5 年後では全く遅いです。兵庫地方最低賃金審議会は、今すぐ 1,500 円をめざし、物価高騰分を上回る大幅な引き上げを改定すべきです。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第 12 条に基づき、兵庫地方最低賃金審議会は再改定を協議すべきです。

2. 2024 年の地域別最低賃金の地域間格差は 212 円です。この都市部と地方の格差は、賃金だけでなく人口流出問題や環境問題です。去年は徳島県の引き上げ額が 84 円になるなど



「目安額」を上回る改定が多くの方でありました。これは格差により地方から都市部への人口流出や労働力不足などで地域が持たないとの危機感の表れです。

郵便局で働く私たちは全国で同じ仕事をしていますが、県境が近いと橋を渡り、電車で一駅先に行けば時給が違います。そのため低い時給の郵便局では「募集しても応募がない」と人手不足に拍車がかかっています。

全労連が全国 27 の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で 1,500 円以上（月 150 時間）、直近の調査では、1,700 円必要との結果が出ています。標準生計費だけではなく最低生計費試算調査も使い、生計費に見合った最低賃金に改定すべきです。

兵庫地方最低賃金審議会は、今年の審議において地域間格差をなくすためにも、全国一律制への改定を求めます。

以上

兵庫労働局長 赤松 俊彦 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月 22日

(団体名) 西宮・芦屋地域労働組合総連合
(代表者) 議長 豊島 吉博



最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

わたしたちは、兵庫労連を通じて、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。昨年も審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、「健康で文化的な生活」をするにはあまりにも低すぎます。

また、労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者、とりわけ最低賃金が生活に直結している非正規雇用等の労働者の意見が審議に反映されません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者が多数結手している組織から審議会の委員が選任されることも含め、開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。

兵庫労働局長 赤松 俊彦 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月 9日

(団体名)

(代表者)

JMITU甲南電機支部
執行委員長 中川 竜

最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。

受付
-7.7.25
賃金室 8

兵庫労働局長 金成 真一 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月 24日

(団体名) 全日本年金者組合兵庫県本部
(代表者) 委員長 関根 敏克

最低賃金の大幅引き上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

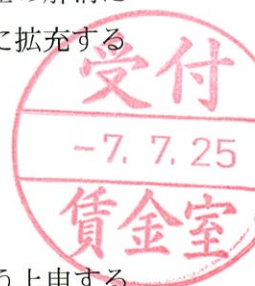
わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



兵庫労働局長 金成 真一 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月 日

(団体名)
(代表者)

全日本放送受信料労働組合
兵庫県協議会
岡崎 史典

最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらいができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

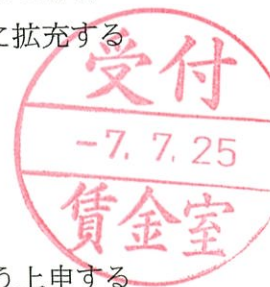
わたしたち兵庫労連は、去年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



2025年 7月18日

兵庫労働局長 赤松 俊彦 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

(団体名) 兵庫教職員組合
(代表者) 執行委員長 三上 達夫

最低賃金の大幅引き上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

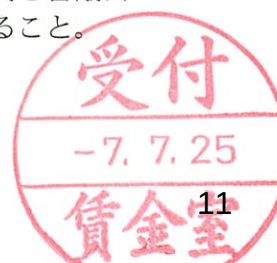
わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



兵庫労働局長 金成 真一 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月24日

(団体名) 兵庫県高等学校教職員組合
(代表者) 藤本 慎司

最低賃金の大幅引き上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



兵庫労働局長 金成 真一 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月21日

(団体名) 兵庫県高等学校教職員組合中播支部
(代表者) 支部長 小野 千弘

最低賃金の大幅引き上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



兵庫労働局長 赤松 俊彦 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月 18日

(団体名) 兵庫県高等学校教職員組合尼崎支部
(代表者) 支部長 福田秀志

最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

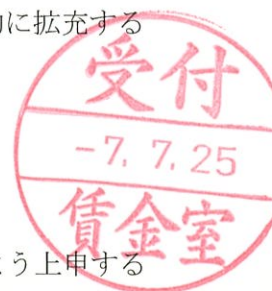
わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



兵庫労働局長 金成 真一 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月19日

(団体名) 兵庫県高等学校教職員組合
丹有支部 氷上特別支援学校分会
(代表者) 森田 直人

最低賃金の大幅引き上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

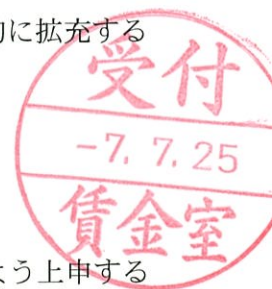
わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



兵庫労働局長 金成 真一 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月 24 日

(団体名) 兵庫県私立学校教職員組合連合
(代表者) 執行委員長 永島 徳顕



最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



兵庫労働局長 金成 真一 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月19日

(団体名) 兵庫県障害児学校教職員組合
(代表者) 中西 園枝

最低賃金の大幅引き上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらいができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

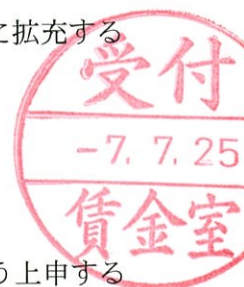
わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



兵庫労働局長 金成 真一 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月 24日

(団体名) 兵庫私学労働組合
(代表者) 執行委員長 永島 徳顕



最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしい生活ができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

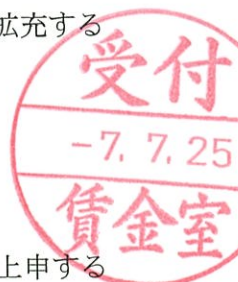
わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



兵庫労働局長 金成 真一 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月 日

(団体名) 兵庫労連・神戸地域労働組合

(代表者) 執行委員長 北川 伸一



最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

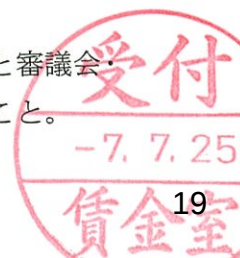
わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



2025 年 7 月 6 日

兵庫地方最低賃金審議会 御中

(団体名) 郵政産業労働者ユニオン 兵庫南部
(代表者) 板敷 浩史 西宮分会
(住 所) 西宮市和上田 6-28

兵庫県最低賃金の改定決定に係る意見書

1. 兵庫県最低賃金は、時給 1,500 円を目指し、大幅に引き上げること。
2. 地域別最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律制に改正すること。

上記の意見に関し理由を述べます。

1. この間の物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。全国消費者物価指数が 45 か月連続でプラスとなり、直近 5 月の前年同月比は 3.7% も上昇し、生活の厳しさはより増しています。この物価高騰の影響はとりわけ非正規雇用で働く人たちへ大きなしわ寄せが及んでいます。

私たちの働く日本郵政グループ各社は、非正規雇用の時給制契約社員が約半数に及びます。時給制契約社員の時給は地域別最低賃金に連動しています。しかし、春闘時の賃金交渉においては、地域別最低賃金の改定によって時給を引き上げているとして、会社はゼロ回答を続けています。結果として、最低賃金の改定は、時給制契約社員の時給に大きな影響を持ちます。

兵庫県の時給制契約社員の基本給は、最低賃金 1,052 円（端数繰り上げ）プラス 20 円で 1,080 円です。個人別評価により 6 段階の資格給が加算されますが、最高の評価だとしても、月収は約 26 万円です。様々な範囲で節約をしていますが、この間の急激な米類をはじめとする物価高騰が続き、切り詰めるだけ切り詰めても生活に余裕はありません。

兵庫県の最低賃金 1,052 円では、生活の安定を得ることはできません。政府は 2020 年代に時給 1,500 円をめざすとしていますが、5 年後では全く遅いです。兵庫地方最低賃金審議会は、今すぐ 1,500 円をめざし、物価高騰分を上回る大幅な引き上げを改定すべきです。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第 12 条に基づき、兵庫地方最低賃金審議会は再改定を協議すべきです。

2. 2024 年の地域別最低賃金の地域間格差は 212 円です。この都市部と地方の格差は、賃金だけでなく人口流出問題や環境問題です。去年は徳島県の引き上げ額が 84 円になるなど



「目安額」を上回る改定が多くの地方でありました。これは格差により地方から都市部への人口流出や労働力不足などで地域が持たないとの危機感の表れです。

郵便局で働く私たちは全国で同じ仕事をしていますが、県境が近いと橋を渡り、電車で一駅先に行けば時給が違います。そのため低い時給の郵便局では「募集しても応募がない」と人手不足に拍車がかかっています。

全労連が全国 27 の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で 1,500 円以上（月 150 時間）、直近の調査では、1,700 円必要との結果が出ています。標準生計費だけではなく最低生計費試算調査も使い、生計費に見合った最低賃金に改定すべきです。

兵庫地方最低賃金審議会は、今年の審議において地域間格差をなくすためにも、全国一律制への改定を求めます。

以上

兵庫労働局長 赤松 俊彦 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月 13日

(団体名) 郵政産業労働者ユニオン兵庫支部長田分会
(代表者) 金井 寿史

最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしいくらいができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

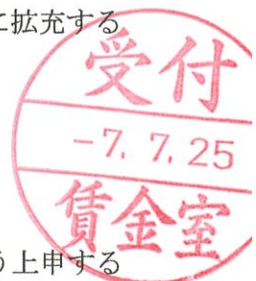
わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



兵庫労働局長 赤松 俊彦 殿
兵庫労働局賃金室長 安積 俊和 殿
兵庫最低賃金審議会会長 山口 隆英 殿

2025年 7月 9日

(団体名) 郵政産業労働者ユニオン兵庫支部
(代表者) 支部長 桐本 守



最低賃金の大幅引上げと開かれた審議を求める意見書

私たちは、7時間働けば人間らしい暮らしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」に加えて、「生活者のリビングコスト(医療、教育、住宅など)の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。」を「政府に強く要望」しています。

審議会は、国に対して中小企業への支援と労働者への補助の両方を求めました。今、国会で議論されている消費税率の引き下げも中小企業と労働者両方を支援する有効な一手です。人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、中小零細企業の支援により、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げを実現することが決定的に重要です。

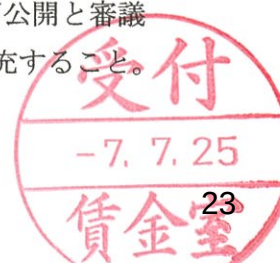
わたしたち兵庫労連は、昨年も、署名提出をはじめ、意見書提出や審議会での意見陳述を行ってきました。審議会の傍聴行動も行いましたが、最賃での生活がどのようなものであるか、最低生計費はいくらであるかという議論は一切無く、中央審議会の目安50円に固執し決定した額であり、低すぎます。

労働者委員が連合独占状態では、連合以外の労働者の意見が審議に反映されません。連合が、これまで、労働局の意見募集に対して意見書を提出したことはありません。審議会の傍聴もほとんどありません。最低賃金に大きく影響を受ける労働者の組織から選ばれているということもありません。しかし、審議会の委員は全国的に連合独占です。私たちは、委員の選任も含め開かれた審議を求めています。

本年の審議で、下記の通り、兵庫県の最低賃金を、直ちに1,500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援の抜本的に拡充することも求めます。

■ 記 ■

- 1, 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円以上に引き上げること。
- 2, 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 3, 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。消費税減税も有効と認識し、実施を求めること。
- 4, より開かれた審議会とするため、原則公開と規定されている審議会や専門部会の全面公開と審議会・専門部会委員の公正任命を求める。また、口頭での意見陳述の機会や傍聴人数を拡充すること。



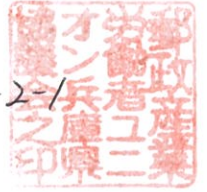
2025 年 7 月 9 日

兵庫地方最低賃金審議会 御中

(団体名) 郵政産業労働者ユニオン 兵庫県協議会

(代表者) 議長 青木 昌

(住 所) 兵庫県神戸市中央区栄町通6-2-1



兵庫県最低賃金の改定決定に係る意見書

1. 兵庫県最低賃金は、時給 1,500 円を目指し、大幅に引き上げること。
2. 地域別最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律制に改正すること。

上記の意見に関し理由を述べます。

1. この間の物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。全国消費者物価指数が 45 か月連続でプラスとなり、直近 5 月の前年同月比は 3.7% も上昇し、生活の厳しさはより増しています。この物価高騰の影響はとりわけ非正規雇用で働く人たちへ大きなしわ寄せが及んでいます。

私たちの働く日本郵政グループ各社は、非正規雇用の時給制契約社員が約半数に及びます。時給制契約社員の時給は地域別最低賃金に連動しています。しかし、春闘時の賃金交渉においては、地域別最低賃金の改定によって時給を引き上げているとして、会社はゼロ回答を続けています。結果として、最低賃金の改定は、時給制契約社員の時給に大きな影響を持ちます。

兵庫県の時給制契約社員の基本給は、最低賃金 1,052 円（端数繰り上げ）プラス 20 円で 1,080 円です。個人別評価により 6 段階の資格給が加算されますが、最高の評価だとしても、月収は約 26 万円です。様々な範囲で節約をしていますが、この間の急激な米類をはじめとする物価高騰が続き、切り詰めるだけ切り詰めても生活に余裕はありません。

兵庫県の最低賃金 1,052 円では、生活の安定を得ることはできません。政府は 2020 年代に時給 1,500 円をめざすとしていますが、5 年後では全く遅いです。兵庫地方最低賃金審議会は、今すぐ 1,500 円をめざし、物価高騰分を上回る大幅な引き上げを改定すべきです。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第 12 条に基づき、兵庫地方最低賃金審議会は再改定を協議すべきです。

2. 2024 年の地域別最低賃金の地域間格差は 212 円です。この都市部と地方の格差は、賃金だけでなく人口流出問題や環境問題です。去年は徳島県の引き上げ額が 84 円になるなど



「目安額」を上回る改定が多くの地方でありました。これは格差により地方から都市部への人口流出や労働力不足などで地域が持たないとの危機感の表れです。

郵便局で働く私たちは全国で同じ仕事をしていますが、県境が近いと橋を渡り、電車で一駅先に行けば時給が違います。そのため低い時給の郵便局では「募集しても応募がない」と人手不足に拍車がかかっています。

全労連が全国 27 の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で 1,500 円以上（月 150 時間）、直近の調査では、1,700 円必要との結果が出ています。標準生計費だけではなく最低生計費試算調査も使い、生計費に見合った最低賃金に改定すべきです。

兵庫地方最低賃金審議会は、今年の審議において地域間格差をなくすためにも、全国一律制への改定を求めます。

以上

2025 年 7 月 8 日

兵庫地方最低賃金審議会 御中

(団体名) 郵政産業労働者ユニオン兵庫南支部
(代表者) 支部長 板敷浩史
(住所) 神戸市灘区大石東町3-2-8 灘郵便局内

兵庫県最低賃金の改定決定に係る意見書

1. 兵庫県最低賃金は、時給 1,500 円を目指し、大幅に引き上げること。
2. 地域別最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律制に改正すること。

上記の意見に関し理由を述べます。

1. この間の物価高騰で、私たちの生活は圧迫され続けています。全国消費者物価指数が 45 か月連続でプラスとなり、直近 5 月の前年同月比は 3.7% も上昇し、生活の厳しさはより増しています。この物価高騰の影響はとりわけ非正規雇用で働く人たちへ大きなしわ寄せが及んでいます。

私たちの働く日本郵政グループ各社は、非正規雇用の時給制契約社員が約半数に及びます。時給制契約社員の時給は地域別最低賃金に連動しています。しかし、春闘時の賃金交渉においては、地域別最低賃金の改定によって時給を引き上げているとして、会社はゼロ回答を続けています。結果として、最低賃金の改定は、時給制契約社員の時給に大きな影響を持ちます。

兵庫県の時給制契約社員の基本給は、最低賃金 1,052 円（端数繰り上げ）プラス 20 円で 1,080 円です。個人別評価により 6 段階の資格給が加算されますが、最高の評価だとしても、月収は約 26 万円でしかありません。様々な範囲で節約をしていますが、この間の急激な米類をはじめとする物価高騰が続き、切り詰めるだけ切り詰めても生活に余裕はありません。

兵庫県の最低賃金 1,052 円では、生活の安定を得ることはできません。政府は 2020 年代に時給 1,500 円をめざすとしていますが、5 年後では全く遅いです。兵庫地方最低賃金審議会は、今すぐ 1,500 円をめざし、物価高騰分を上回る大幅な引き上げを改定すべきです。

また、想定される以上の物価上昇が起きた場合には、年度途中といえども最低賃金法第 12 条に基づき、兵庫地方最低賃金審議会は再改定を協議すべきです。

2. 2024 年の地域別最低賃金の地域間格差は 212 円です。この都市部と地方の格差は、賃金だけでなく人口流出問題や環境問題です。去年は徳島県の引き上げ額が 84 円になるなど



「目安額」を上回る改定が多くの方でありました。これは格差により地方から都市部への人口流出や労働力不足などで地域が持たないとの危機感の表れです。

郵便局で働く私たちは全国で同じ仕事をしていますが、県境が近いと橋を渡り、電車で一駅先に行けば時給が違います。そのため低い時給の郵便局では「募集しても応募がない」と人手不足に拍車がかかっています。

全労連が全国 27 の都道府県で取り組んできた「最低生計費試算調査」によると、必要な生計費は時間額で 1,500 円以上（月 150 時間）、直近の調査では、1,700 円必要との結果が出ています。標準生計費だけではなく最低生計費試算調査も使い、生計費に見合った最低賃金に改定すべきです。

兵庫地方最低賃金審議会は、今年の審議において地域間格差をなくすためにも、全国一律制への改定を求めます。

以上

2025年7月28日

兵庫地方最低賃金審議会 御中

自立労働組合連合
不二家神戸労働組合
委員長 曾我 修二

住所 兵庫県神戸市西区高塚台5-4-1
不二家神戸内
連絡先 自立労働組合連合（担当：藤原）
京都市南区東九条西山王町7
FAX (075)-748-8773
藤原携帯 090-7094-9608

兵庫県最低賃金の改定審議にあたっての意見書

兵庫県最低賃金改定にあたって、最低賃金法第25条5項、同施行規則第11条1項に基づき意見表明します。

記

1. 兵庫県最低賃金を、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営む」ことができる賃金、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」に値する最低賃金に引き上げること。
そのために、時間給1500円以上にする。
2. 時間給1500円以上にするために、必要と思われる政策についての建議を行うこと。
3. 地域間格差をなくすため、全国一律の最低賃金制度にすること。
4. 物価上昇に応じて、年2回以上、最低賃金を引き上げられるようにすること。



はじめに

（１）引き上げ額の議論の前に

1. 審議委員の皆さんには、最低賃金を意識して生活をしてください
～審議にあたっての視点～
2. 深刻な兵庫県の人口流出問題に対する対策として、最低賃金の大幅引き上げを
3. 少子化対策の一環として、大幅な最低賃金の引き上げを
4. 答申の発表などの機会に最低賃金についての広報の強化を
 - ① 答申発表時、建議をきちんと取り上げるよう要請を ～昨年は大きく前進～
 - ② 答申発表時、異議申出についての説明を
5. 国連・社会権規約委員会が、「最低賃金…上昇する生活費に満たない」と懸念を表明（２０１３年）
 - ① 指摘の内容
 - ② 「労働者及びその家族」という観点の必要性
 - ③ ３要素の見直し、「通常の事業の賃金支払能力」の削除の要請
 - ④ 日本政府の意見（２０１５年３月）は全く回答になっていません
6. 最低賃金法改正の意義を考慮した最低賃金の大幅引き上げを
～審議会の「生活保護基準」の見直しを・労働局は資料の提供を～
 - ① 「生活保護基準」の見直しを求める意見
 - i) 労働側委員の主張要旨
 - ii) 日弁連の主張
 - ② 労働局は、法改正を踏まえた資料作成を。審議委員は資料作成の要請を。

（２）額の議論にあたって

1. 兵庫の最低賃金を、１５００円以上への引き上げを
 - ① 最低賃金１５００円を求める声の拡大
 - ② 結婚の壁を越えるには、２５００円以上は必要
 - ③ 国際的に見て日本の最低賃金は低すぎ。先進国では２０００円以上
2. １５００円を目指して、１００円を超える引き上げを
 - ① 相対的貧困ライン水準（１３２１円）を越える最低賃金に
 - ② 一般労働者の賃金の中央値の６割水準とは？
 - ③ 兵庫県のパートの募集賃金平均額は約１２００円
 - ④ 東京（１１６３円）との差１１１円、大阪（１１１４円）との差６２円をなくせ
 - ⑤ 物価高騰に対応するために、１０％程度の引き上げは必要

（３）建議について

1. 時間給１５００円以上にするための政策の議論と建議を
2. 地域間格差をなくすため、全国一律の最低賃金制度にすること
3. 物価上昇に応じて、年２回以上、最低賃金を引き上げられるようにすること

【意見の趣旨】

はじめに

非正規職労働者・ワーキングプアと呼ばれる労働者、低賃金で働く労働者が増大し、賃金の最低限を保障するセーフティネットとしての最低賃金の役割は、ますます大きくなっています。

そして、食品の値上げなど、物価が高騰する中で、低賃金労働者が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」には、最低賃金の大幅な引き上げが急務です。

「2020年代に最低賃金1500円」ではなく、「直ちに1500円以上」への引き上げを求めます。

(1) 引き上げ額の議論の前に

1. 審議委員の皆さんには、最低賃金を意識して生活をしてください

～審議にあたっての視点～

毎年の意見書において、次のことを要望しています。

『最低賃金に関する議論については、審議委員の皆さん自身が「健康で文化的な最低限度の生活を営む」（憲法25条）ことができる賃金、「労働者の生活の安定、労働力の質的向上」（最低賃金法第1条）に値する最低賃金を念頭に置いて、議論をしてください。

審議・答申に当たっては、審議委員の皆さんが、その後、その最低賃金の額のみで家族の生活をまかなうつもりで審議してください。

もし、最低賃金の収入額で生活できなくなれば、その時点で、審議会の開催を請求し、最低賃金の引き上げを要請してください。』と。

審議委員の皆さんには、最低賃金を意識して、月々の生活をしていただきたいと思います。

最低賃金の議論を行うに当たっては、上記の視点から議論を始めてください。

それでなければ不断に憲法や最低賃金法第1条を無視して、最低賃金法第9条2項の中の3要素の中の1要素でしかない「通常の事業の賃金支払能力」（私たちは、この項は法律から削除すべきと考えます）や、「中小・零細企業の賃金上昇率」に過度に重点をおいた議論になる懸念を持っています。

2. 深刻な兵庫県の人口流出問題に対する対策として、最低賃金の大幅引き上げを

兵庫県の場合、以前は、最低賃金の全国加重平均を上回っていましたが、2012年に全国平均と同額になり、その後は、全国加重平均を下回っています。

兵庫県の最低賃金が全国加重平均を下回った頃から、兵庫県の人口流出・転出超過数が全国的に高い数字になり、とりわけ若者の転出が大きな問題となってきています。

今年も、人口流出の問題が、次のように記事見出しになっています。

- ・「兵庫の推計人口 533 万 767 人、年間 3 万 3307 人減 転出超過数は全国 3 番目 1 月 1 日時点」(2025/2/7 05:30 神戸新聞 NEXT)
- ・「兵庫県の推計人口 532 万 927 人 10 カ月連続で減少 3 月 1 日時点」(2025/4/8 16:15 神戸新聞 NEXT)

こうした事態の中で、兵庫地方最低賃金審議会としてできることがあります。

最低賃金を大幅に引き上げることによって、労働者にとって、とりわけ若者にとって、魅力ある県にすることです。

3. 少子化対策の一環として、大幅な最低賃金の引き上げを

2023年6月13日、「こども未来戦略方針」が閣議決定されています。

その中の「Ⅱ. こども・子育て政策の強化：3つの基本理念」「1. こども・子育て政策の課題」「(1) 若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない」で、

「雇用形態別に有配偶率を見ると、男性の正規職員・従業員の場合の有配偶率は 25～29 歳で 30.5%、30～34 歳で 59.0%であるのに対し、非正規の職員・従業員の場合はそれぞれ 12.5%、22.3%となっており、さらに、非正規のうちパート・アルバイトでは、それぞれ 8.4%、15.7%にまで低下するなど、雇用形態の違いによる有配偶率の差が大きいことが分かる。また、年収別に見ると、いずれの年齢層でも一定水準までは年収が高い人ほど配偶者のいる割合が高い傾向にある。」(4頁)との報告がされています。

少子化対策の一環としても、非正規労働者・パート・アルバイトの年収の引き上げ＝最低賃金の大幅な引き上げが必要不可欠です。

2011年5月の内閣府「結婚・家族形成に関する調査」で「男性は、正規雇用のほうが結婚しやすく、年収300万円が結婚の分岐点」との報告がだされています。いわゆる「結婚の壁」です。

この調査から既に10年以上がたっています。

「未婚の男女、結婚願望に影落とす収入の壁 ネット調査」（2019年1月12日 21時41分 朝日新聞）によれば、「相手に求める年収も、（中略）女性は「400万円」が41%と最も多く、6割が400万円以上の金額を挙げた」との記事があります。

「婚活・結婚に関する意識・実態調査」（SMBＣコンシューマーファイナンス株式会社 2025年1月31日）によれば、「結婚に前向きになれる自身の個人年収額（額面）」は、平均は540万円（男性は555万円、女性526万円）。「結婚したときの個人年収額（額面）」は、平均は481万円（男性577万円、女性384万円）

『年収300万円台では結婚できない…。日本人が結婚しなくなった「最大の原因」』（荒川 和久：独身研究家、コラムニスト 東洋経済 2025/07/08 7:00）では、こども家庭庁「2024年若者のライフデザインや出会いに関する意識調査」を元に、「468万円の年収がある人以上が結婚でき、それ以下は結婚できないがゆえの婚姻減と未婚率の上昇であるということです。」と結論付け、結婚の壁は「470万円の壁」まであがってしまった」と。

非正規で働いても、年収が400万円、さらに言えば470万円に届く程度に最低賃金を引き上げることなしには、少子化の傾向に歯止めかけることはできません。

4. 答申の発表などの機会に最低賃金についての広報の強化を

① 答申発表時、建議をきちんと取り上げるよう要請を ～昨年は大きく前進～

この間、意見書において、最低賃金審議会に「建議」を行うことを要請してきました。
最低賃金法第21条は次のようになっています。

最低賃金法 第二十一条（権限）

最低賃金審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項をつかさどるほか、地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。

（下線は引用者）

そして、兵庫地方最低賃金審議会は、2013年から、建議（政府への要望事項を含む答申）をされています。

2013年から2023年までは、兵庫労働局の発表の際には、金額のみに注目してのプレス発表を作成し、これらの建議について触れていませんでした。そこでプレス発表の際に、建議に触れるよう長年に渡って要請してきました。

2024年8月5日の答申でも建議が行われています。その発表の際に、ホームページに、

「なお、答申には以下の通り政府への要望が盛り込まれました。

【政府への要望事項】 」

として、要望全文が掲載されました。

また、プレスリリースの中に、「なお、答申には、政府・関係機関に対し、中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた支援等の要望事項も盛り込まれています。」と明記されました。

これは大きな前進だと考えています。

ただ、プレスリリースをよく読み、添付されている答申本文を読まなければ、要望事項が分かりません。

プレスリリースの本文の中で、要望事項について、1項起こして、要望事項（建議）が出ていることがはっきりとわかるようにしていただければ、と思います。

その上で、労働局には、建議についても上申すべきは上申し、地方行政に反映させるべきは反映させるように努力することが問われていると思います。

（兵庫労働局には、兵庫県政労使会議などでも、「持続的・構造的な賃上げに向けた三位一体の労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進支援策」の資料1枚だけでなく、最低賃金に関して言えば、建議（答申）の内容を踏まえ、資料提供、発言をお願いしたい。）

② 答申発表時、異議申出についての説明を

これまで審議会の答申に関する記事では、異議申出については触れていませんでした。記者が全く注目していない、ということがあるとは思いますが、一方で労働局が、異議申出の手続きについて十分に説明していない、という要素もあると思います。

異議申出制度があることについて、「地域別最低賃金の改正手続きの流れ図（異議申出を示した）」を示し、答申発表時にはきちんと広報するよう、審議会から、労働局に要請してください。

5. 国連・社会権規約委員会が、「最低賃金…上昇する生活費に満たない」と懸念を表明（2013年）

2013年、国連・社会権規約委員会では日本政府の報告が扱われ、日本への総括所見（2013年5月17日）では、労働問題について何点もの勧告が行われています。

以下、最低賃金について。

① 指摘の内容

最低賃金については、

「18. 委員会は締約国内の最低賃金の平均水準が最低生存水準及び生活保護水準を下回っている

こと、並びに生活費が増加していることに懸念を表明する。(第7条、第9条、第11条)

委員会は締約国に対して、労働者及びその家族に相当程度の生活を可能にすることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討することを要求する。また、委員会は、締約国に対して、次回定期報告の中で、最低賃金以下の給与を支払われている労働者の割合に関する情報を提供するよう要請する。」(外務省「社会権規約 規約第16条及び第17条に基づく第3回政府報告に関する社会権規約委員会の最終見解 2013年5月17日 仮訳」と、日本の最低賃金に対する懸念を表明しています。

② 「労働者及びその家族」という観点の必要性

「労働者及びその家族に相当程度の生活を可能にすることを確保する観点から」と、「労働者及びその家族」という視点から考えるよう要請しています。

これは、厚生労働省が最低賃金を検討する際の生活保護基準(＝比較対象を「12～19歳・単身世帯者」としていること)が、「単身世帯者」であることを批判しています。

③ 3要素の見直し、「通常の事業の賃金支払能力」の削除の要請

さらに、「最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討することを要求する」は、日本の最低賃金法第9条2項に規定されている「通常の事業の賃金支払能力」の削除を求めています。

日本が批准しているILO「1970年の最低賃金決定条約(第131号)」第3条に「最低賃金の水準の決定にあたって考慮すべき要素」が規定されています。同じく「1970年の最低賃金決定勧告(第135号)」のⅡ「最低賃金の水準を決定するための基準」として、「(a) 労働者及びその家族の必要 (b) 国内の賃金の一般的水準 (c) 生計費及びその変動 (d) 社会保障給付 (e) 他の社会的集団の相対的な生活水準 (f) 経済的要素(経済開発上の要請、生産性の水準並びに高水準の雇用を達成し及び維持することの望ましさを含む。)」と規定されています。

ここには、日本の最低賃金法第9条2項に規定されている「通常の事業の賃金支払能力」は含まれていません。

日本のあまりに低すぎる最低賃金に対して、低額の背景にある、生活保護基準の見直しと、法律から「事業の賃金支払い能力」の削除を求めています。

審議会では、ILO条約と国連・社会権規約委員会の懸念・指摘を踏まえた上で議論を行ってください。

④ 日本政府の意見(2015年3月)は全く回答になっていません

社会権規約委員会の最終見解に対して、日本政府の意見(2015年3月)(仮訳(PDF))を提出しています。

その内容は、

「パラグラフ 18 に関し、最低賃金が生活保護の水準を下回っている地域が存在することについては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、2007 年に最低賃金法が改正され、最低賃金を決定する際には、生活保護との整合性に配慮すべきことが既に明確化されている。

同規定を踏まえ、最低賃金額が生活保護の水準を下回っている場合には、計画的に最低賃金を引き上げてきた。2014 年 10 月時点において、最低賃金と生活保護水準との乖離は全ての都道府県で解消された。」

最終見解は、2007 年の最低賃金法の改正から 5 年以上たった 2013 年です。2008 年の改正最低賃金法でも不十分であるからこそ 2013 年に、「最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討することを要求」しているわけですから、日本政府の意見は全く不十分です。

また、2014 年 10 月の時点で、「最低賃金と生活保護水準との乖離は全ての都道府県で解消された」としていますが、問題は、審議会の採用している「生活保護基準」であり、そうしたことも視野に入れて国連の見解は出されています。

6. 最低賃金法改正の意義を考慮した最低賃金の大幅引き上げを

～審議会の「生活保護基準」の見直しを・労働局は資料の提供を～

2008 年（平成 20 年）7 月 1 日から施行されている改正最低賃金法では、第 9 条 3 項で、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と、「生活保護に係る施策との整合性」が明記されました。これは、最低賃金が生活保護を下回っている状況があったため、少なくとも「最低賃金は生活保護を下回らない水準となるようにする」、ということです。

① 「生活保護基準」の見直しを求める意見

審議会が採用している「生活保護基準」を基にして最低賃金を改定しても、常に、働いて受け取る賃金が生活保護以下である労働者を生み出し続けます。「生活保護基準」について見直しを求めます。

以下、「生活保護基準」についての見直しを求める意見を紹介します。参考にし、審議会として基準の見直し、あるいは資料作成の要請を行ってください。

i) 労働側委員の主張要旨

生活保護基準の取り方についての労働者側の批判については、2008 年 8 月 6 日付「平成 20 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の中に収録されている「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」の労働者側見解にごく簡単に要旨が次のようにまとめられています。

「生活保護との整合性に対する考え方については、「健康で文化的な最低限度の生活を営むこと」を保障する憲法第25条の生存権及び最低賃金法第9条第3項の規定に基づき、誰もが生活保護を上回る最低賃金水準とすべきであり、県庁所在地の生活保護基準とすることが適切であると主張するとともに、生活保護基準を時間換算するための労働時間については、必要生計費と実態賃金を比較することが適切であり、一般労働者の所定内実労働時間とすべきと主張した。さらに、基準の取り方については、18歳単身の生活扶助の第1類費、第2類費及び住宅扶助に、すべての世帯構成員に対して支給される必要最低生計費である期末一時扶助を加えるべきであると主張した。」

ii) 日弁連の主張

2011年6月16日付「最低賃金制度の運用に関する意見書」（日本弁護士連合会）では、「6 比較すべき生活保護水準の多様化」の中で、「最低賃金の水準と生活保護費の水準を比較するにあたっては、単身者で比較するのが簡潔である。しかし、法が「国民経済の健全な発展に寄与すること」（法1条）を目的していることに鑑みるならば、単身者のみならず、少なくとも子どもを養育する世帯との比較についても行うべきである。子どもを養育していくことすらままならない賃金水準では、「国民経済の健全な発展」は期待できないからである。

具体的には、生活保護に係る施策との整合性を検討するにあたっては、従前のような「単身者」に関する比較のみならず、例えば、「親＋子」の2人世帯や、「親＋（子×2人）」の3人世帯などとの比較も併せて行われるべきである。その際には、子ども手当や児童扶養手当など各種給付についても、同時に考慮されることになろう。」と指摘しています。

また、「7 生活保護と比較する際の労働時間」の中で、「厚生労働省は、中央最低賃金審議会に提出する資料の中で、最低賃金の水準を計算する過程において、労働者の月間労働時間を173時間としている。これは、労働基準法によって規定される法定労働時間の枠内で最大限労働した場合を念頭においた数字である。

しかし、実際の労働の現場、特に最低賃金の適用が問題となる労働者というのは、いわゆる非正規労働に従事していることが多い。その結果、どうしても労働時間は細切れとなり、法定労働時間分の就労時間を確保できていないケースも多いと考えられる。子どもの養育を必要とする労働者においては、なおさらである。結局、一つの仕事では必要最低限度の生活費を確保できないことから、不規則なダブルワークをこなすことが必要となり、その「しわ寄せ」は、子ども達に及ぶことになりかねない。そもそも、ワークライフバランスの確保（労働契約法3条3項）という観点からした場合、法定労働時間いっぱいの長時間労働は可能な限り回避されるべきであろう。

このような事情に鑑みた場合、生活保護との整合性を検討するにあたっては、例えば、我が国の労働者の平均実労働時間である月間150時間程度を前提に、最低賃金の水準を計算すべきである。」と指摘しています。

そして資料の作成に関して、『法は、政府に対し、「関係資料の提供その他最低賃金制度の円滑な実施に必要な援助」を行うべき義務があることを定めているところであり（27条）、その積極的な

関与が期待される。』と指摘しています。

② 労働局は、法改正を踏まえた資料作成を。審議委員は資料作成の要請を。

兵庫労働局の作成する審議会用の資料で、2008年の最低賃金法の改正の意義を踏まえた資料にこういったものがあるのか分かりません。

法改正で「生活保護に係る施策との整合性」が法に規定されましたが、それを意識した資料は、中央の目安に関する小委員会でも「生活保護と最低賃金」、「都道府県ごとの最低賃金と生活保護水準との乖離額変動の要因分析」ぐらいです。

それも、『最低賃金と生活保護水準の乖離額は、「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の別紙1「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」において用いられた考え方により算出。』といった但し書きをつけた、簡単な図表だけです。

生活保護・生活保護との関係に関する資料が少なすぎます。

生活保護について、実際どうなっているのか。日弁連は先に紹介したように「最低賃金制度の運用に関する意見書」で、「子どもの養育を行っている世帯」などの資料があるべきではないかとしています。

労働時間に関して、先の日弁連の「生活保護と比較する際の労働時間」では、「労働者の月間労働時間を173時間としています。これは、労働基準法によって規定される法定労働時間の枠内で最大限労働した場合を念頭においた数字である」として、問題点を指摘しています。

厚労省が比較対象としているのは、年末年始の休みも無ければ、ゴールデンウィーク休みも、盆休みも無い、祝祭日の休みもない、家族・友人の結婚式や葬式にも出席せず、さらにはコロナやインフルエンザに感染しても、熱中症で倒れたとしても、絶対に休まずに、とにかく週40時間働き続ける若年単身労働者です。

厚労省は、そういう働き方をする人を比較対象としています。

私たちは、そうした働き方を良いものとは全く考えていません。比較対象として適切ではない、と考えています。

審議会の委員の方には、最低賃金法第27条を基に、兵庫労働局に、現在採用している「生活保護基準」だけでなく、指摘されている問題点を踏まえた上での資料の作成・審議会への提出を要請していただきたいと思います。

審議会の議事録・資料がホームページに掲載されるようになれば、これらの資料を誰もが目に見ることができます。そうした資料を兵庫労働局が提示することによって、審議が充実するとともに

に、審議会・労働局に対する意見表明・異議申出等も内容のあるものになります。

(2) 額の議論にあたって

1. 兵庫の最低賃金を、1500円以上への引き上げを

① 最低賃金を直ちに1500円以上に

「全国どこでも、1500円は必要だ」という声が強まっています。そうした声を受けて、今では「2020年代に全国平均1500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続する」という方向性が示されています。

時給1500円×150時間で、月収22万5千円。×12か月で、年収270万円。
今の物価高騰の中で、これが「高い目標」と言えるでしょうか？

直ちに「1500円以上」が要望です。

② 少子化対策、結婚の壁を越えるには、2500円以上は必要

10年以上前に結婚の壁といわれた300万円（2011年5月内閣府「結婚・家族形成に関する調査」で「男性は、正規雇用のほうが結婚しやすく、年収300万円が結婚の分岐点」。）

今では「結婚の壁」は470万円とも言われており、それを越えるには、時給1500円でも全く足りません。

1500円×150時間＝22万5千円	×12か月	年270万円
1700円×150時間＝25万5千円	×12か月	年306万円
2000円×150時間＝30万円	×12か月	年360万円
2500円×150時間＝37万5千円	×12か月	年450万円

③ 国際的に見て日本の最低賃金は低すぎ。先進国では2000円以上

諸外国では大幅な最低賃金の引き上げが行われています。年1回ということではなく、物価上昇に合わせて、最低賃金の引き上げが行われています。

フランス 11.27ユーロ（2023年 1月～）約1954円
11.52ユーロ（2023年 5月～）約1997円
11.65ユーロ（2024年 1月～）約2020円
11.88ユーロ（2024年11月～）約2059円

▲年2回の引き上げ

ドイツ	12.00ユーロ（2022年10月～）	約2080円
	12.41ユーロ（2024年 1月～）	約2151円
	12.82ユーロ（2025年 1月～）	約2222円
	13.90ユーロ（2026年 1月～）	約2410円
	14.60ユーロ（2027年 1月～）	約2531円
イギリス	10.42ポンド（2023年 4月～）	約2067円
	11.44ポンド（2024年 4月～）	約2269円
	12.21ポンド（2025年 4月～）	約2422円
韓国	9620ウォン（2023年 1月～）	約1058円
	9860ウォン（2024年 1月～）	約1085円
	10030ウォン（2025年 1月～）	約1103円
	10320ウォン（2026年 1月～）	約1135円

（1ユーロ／173.35円。1ポンド／198.37。1ウォン／0.11円。）
（7月26日時点）

2. 少なくとも1500円を目指して、100円を超える引き上げを

次善の策として、1500円に届かなくとも、100円以上の引き上げを。

昨年、徳島県は、84円の引き上げを答申し、「徳島ショック」と言われました。今年5月14日に日弁連が主催したシンポジウムで後藤田知事が講演した内容をNHKが次のように報じています。

徳島県では昨年度、国の目安を34円上回る84円の引き上げとなっていて、後藤田知事は、県内では実質賃金が去年8月以降、7か月連続でプラスとなっている一方、倒産件数に大きな変化は出ていないというデータを示しました。

そのうえで、「最低賃金の引き上げのあと、求人倍率についても堅調に推移している。ただ、6割の中小企業は後継者がいないという課題もあり、最低賃金という“点”の議論ではなく、労働政策や産業政策、教育という広い視点で行っていかないといけない」と述べました。

目安にとらわれない大幅な最低賃金の引上げは不可能ではありません。

① 相対的貧困ライン水準（1321円）を超える最低賃金に

連合によれば、「相対的貧困ライン水準」は、1321円（2024年12月発表）です。
相対的貧困ライン水準を下回る最低賃金は、直ちに改められるべきです。

② 一般労働者の賃金の中央値の6割水準とは？

関連するものとして、今年の日安小委員会7月22日では、

- ・参考資料 No.1_委員からの追加要望資料

「労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合」

- ・参考資料 No.2_足下の経済状況等に関する補足資料（更新部分のみ抜粋）

「フルタイム労働者の賃金の平均値・中央値に占める最低賃金の割合の国際比較（2024年）」の2つが示されています。

追加要望資料の表は、『「賃金総額」の考え方は様々にある』として、「参考 所定内給与額」があげられている。これは既に「平均値の5割、中央値の6割」をほぼ達成しているかのように見えるものとなっている。同じく、「一般労働者」との比較だけでなく、「常用労働者計（一般＋短時間）」の項を設けています。これらは、最低賃金の引き上げを抑制しようとする意図を感じます。

「国際比較（2024年）」では、平均値の40.7%、中央値の46.8%となっています。

「追加要望資料」の方の「所定内給与額＋特別給与額」もしくは「所定内給与額＋超過労働給与額＋特別給与額」と、「一般労働者」との比較では、「国際比較（2024年）」とそれほど変わらない数字となっています。

残念ながら表では、平均値の5割、中央値の6割の場合の、時間給が示されていません。

審議会では、平均値の5割、中央値の6割を目指すとするれば、いくらぐらいの引き上げが必要になるのかを確認していただきたい。

③ 兵庫県のパートの募集賃金平均額は約1200円

2025年7月22日に行われた日安小委員会に提出された「参考資料 No.4_仁平委員提出資料」によれば、

兵庫県の

「ハローワーク＋民間」の募集平均額は、1198円

「民間」の募集平均額は、1201円

「毎勤パート時給」は、1390円

この金額を踏まえれば、低い目安の額にとらわれることなく、100円～150円程度の最低賃金の引き上げ答申は可能だと思います。

④ 東京（１１６３円）との差１１１円、大阪（１１１４円）との差６２円をなくせ

兵庫県の場合、以前は、全国加重平均を上回っていましたが、２０１２年に全国平均と同額になり、その後は、全国加重平均を下回っています。

兵庫県と隣の大阪府との差額は、２００８年は３６円であったのが、現在は６２円に広がっています。

兵庫では、昨年の徳島の答申のように、目安を大幅に上回る答申を行い、大阪との差を無くしていくべきです。

⑤ 物価高騰に対応するために、１０％程度の引き上げは必要

食料品の値上がり、生鮮食料品や主食であるコメの値段の値上がりなど、物価が高騰しています。この事態に、収入の低い低賃金労働者ほど、大きな影響を受けています。

（３）建議について

１．時間給１５００円以上にするための政策の議論と建議を

最低賃金法第２１条（権限）で、「地方最低賃金審議会にあつては、都道府県労働局長の諮問に応じて、最低賃金に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を都道府県労働局長に建議することができる。」とされています。

私たちは、審議会に時間給の答申だけでなく、引き上げるための政策の議論と答申・建議を求めています。

そして、２０１３年から兵庫地方最低賃金審議会は、金額以外の答申・建議を行われています。

昨年２０２４年の建議は、次の４点。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを政府に強く要望する。

- １ 中小企業・小規模事業者の労務費・原材料費・エネルギーコスト上昇分の適切な価格転嫁を実現するため、所管省庁は独占禁止法や下請法の執行を強化するとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。
- ２ 中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても、円滑に企業運営を行えるように、現在の「業務改善助成金」制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援する

その他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。また、社会保険料の事業主負担分の免除・軽減をはじめとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援を行うこと。

- 3 労働者がいわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用促進と制度の充実、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むこと。
- 4 生活者のリビングコスト（医療、教育、住宅など）の低下に向けた住宅補助や医療費補助等の公的な取り組みを検討し、実施すること。

私たちは、この内容を強く支持しています。

この内容を一つ一つ実現していくことが、最低賃金の大幅な引き上げにつながっていくと考えています。

審議会では、昨年の建議に対して、何がどうできたのか、点検をしてください。

2. 地域間格差をなくすため、全国一律の最低賃金制度にすること

2008年7月の改正最低賃金法施行を通じて、以前に比べれば大幅な引き上げがされており評価できますが、その一方で最低賃金の高い地域と低い地域の最低賃金との格差は拡大しています。

都市と地方の格差拡大が問題視されるなかで、現行の目安・地方審議会方式による最低賃金の引き上げは、都市と地方の賃金格差を更に拡大させている、と言わざるをえません。

日本弁護士連合会は、2020年2月20日「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を取りまとめ、翌2月21日付けで、厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、衆議院厚生労働委員会委員長および参議院厚生労働委員会委員長に提出されています。

意見書の趣旨は、

- 1 最低賃金法（昭和34年法律第137号）を改正し、地域別最低賃金を廃止するとともに、最低賃金については中央最低賃金審議会において決定する仕組みに改めることを求める。
- 2 前項の改正に当たっては、一定の猶予期間を設け、東京都を含む最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることなく、全体の引上げを図るとともに、併せて、充実した中小企業支援策を構築することを求める。

というものです。

こうした意見を参考に、兵庫の審議会でも、現在の最低賃金法・目安制度の在り方を検討し、全国一律の最低賃金制度を求める建議の検討をお願いします。

3. 物価上昇に応じて、年2回以上、最低賃金を引き上げられるようにすること

「労働者の生計費」という観点からは、日本も物価上昇に応じて、これまでのような年に1度の

引き上げということではなく、物価高騰の際には、それに合わせて年に複数回の最低賃金の引き上げをする必要があると思います。

最低賃金法では、「年 1 回の改定」などと限定する規定はなく、年 2 回以上の改定も、論理上は可能です。しかし、実際には、そうした問題意識をもって、厚生労働省・労働局長、中央最低賃金審議会・地方最低賃金審議会が動いているようには見えません。

ただ、ここ数年の急激な物価上昇や、コメの値上がりなどに対して、年 1 回の改定では、低賃金労働者は困窮し、生活苦から抜け出せません。

フランスでは、単純に言えば、「物価上昇が前回の引き上げから 2%を超えると物価上昇分を引き上げる」ということで、この間では年 2 回（2021 年、2023 年、2024 年）、年 3 回（2022 年）の改定を行っています。（逆に、2025 年 1 月の場合は定例の改定が行われていません。2024 年 11 月に改定された額のままです。）

日本でも、フランスと同様の政策が必要だと考えます。

その一歩として、答申に際して、『「頻繁に購入する品目」指数が、×%を超えたときは、厚生労働大臣が（兵庫労働局長が）諮問することを求める』といったように建議（答申）をすることなどを、ご検討ください。

以上

兵庫労働局
尼崎労働基準監督署 様

2025年度の最低賃金大幅引き上げを求める要請書

ロシアによるウクライナ侵略から5年経過し、今も終戦の道筋さえ見通せない状況となっています。またイスラエルによるガザでのジェノサイド等、戦禍は拡大するばかりです。日本では野党も加わり侵略される不安を煽り、軍備増強・核兵器保持を叫ぶなか、石破首相は、軍事費拡大路線を引き継いでいます。

GDPが大きく落ち込んだ日本では、軍事費の2倍化は増税か福祉関係費の大幅な削減・減額が丸見えです。しかし国民の願望は戦争ではなく、物価高対策・経済政策です。

石破首相は、前の岸田首相が「2030年代半ばに1500円」としていたものを2020年代に前倒しして実現するとしました。そして、「賃上げ向上推進5か年計画」を5月22日に示しています。現在の最低賃金は加重平均で1055円です。月150時間働いても月16万円、年収でも190万円にしかならず、年収200万円にも満たないワーキングプアを最低賃金がつくりあげています。いまでも、食べていけない非正規労働者、片親世帯、学生アルバイトなど、その人の実力がないからでも、働きが足りないからでもありません。国の制度が安い賃金で働かすことを規制せずに、野放しにしています。「労働者の生活の安定をはかる」ことは生存権保障です。その実現をはかることは政府の最大の責任です。

今年の最も低い最賃額は秋田県の951円であり、昨年を上回る中最賃目安が報告されると私たちの第一のステージである日本全国最低時給1000円をクリアします。そして毎年最低7.3%底上げし続けると、2029年には第二のステージ・最低時給1500円に立ち上がれます。「労働者の生活の安定をはかる」こと、そして生存権保障への足を踏み出しているのだと思います。

今年も中央最賃審議会からの目安決定の時期が迫っています。兵庫県の最賃審議会も8月下旬に向けて審議が尽くされることと思われます。私ども兵庫県労働組合総連合が県最賃審議会の傍聴を取り組んでいます。尼崎労連からは、貴尼崎労働基準監督署に最低賃金大幅引き上げを上申していただきたく要請いたします。

記

尼崎市民の思いである最低賃金大幅引き上げを、兵庫労働局と兵庫県最低賃金審議会に対して上申していただけますようお願いいたします。

2025年 7月 25日

尼崎地区労働組合総連合
議長 藤田 照人



尼崎労連
最低賃金
引上げ署名

2943

筆

兵庫県の最低賃金をいまずぐ1500円に引き上げ、 全国一律最低賃金制度、中小企業支援の拡充を求める要請書

2025年 月 日

兵庫労働局長 殿

兵庫地方最低賃金審議会会長 殿

請願趣旨

私たちは、7時間働けば人間らしいくらしができる最低賃金の水準の確立と全国一律最低賃金制度の実現を求めています。

2024年審議会は答申で、「中小企業・小規模事業者が最低賃金を引き上げても円滑に企業運営を行えるように、現在の『業務改善助成金』制度をより充実させるとともに、労働者の処遇改善等を支援するその他の助成金についても、賃上げ加算等の拡充を行うこと。社会保険料の事業主負担部分の免除・軽減を始めとした社会保険料・税の負担軽減策など十分な支援策を行うこと。」などを厚労省の枠を超え「政府に強く要望」しています

日本の最低賃金は2024年改定で「過去最高の引き上げ」となりましたが、私たちが取り組んできた最低生計費試算調査結果である「単身の若者が暮らしていくのに必要な生計費は全国どこでも月額25万円・時間額1500円以上必要」に届かない低水準であり、世界の水準にも及びません。

本年の審議で、兵庫県の最低賃金を、直ちに1500円に引き上げ、地域間格差の解消に向けた決断を求めます。あわせて、地域経済の「好循環」を作り出す中小企業支援を抜本的に改善し拡充することも求めます。

請願項目

- 兵庫地方の最低賃金を直ちに1,500円に引き上げること。
- 全国一律最低賃金制度導入を上申すること。
- 最低賃金の引き上げを円滑に実施するため、中小零細企業に直接支援を継続的に行うよう上申すること。

氏 名	住 所
[Redacted Signature Area]	

※この署名用紙は、関係行政庁への要請以外の目的に個人情報を利用されることは一切ありません

最低賃金は

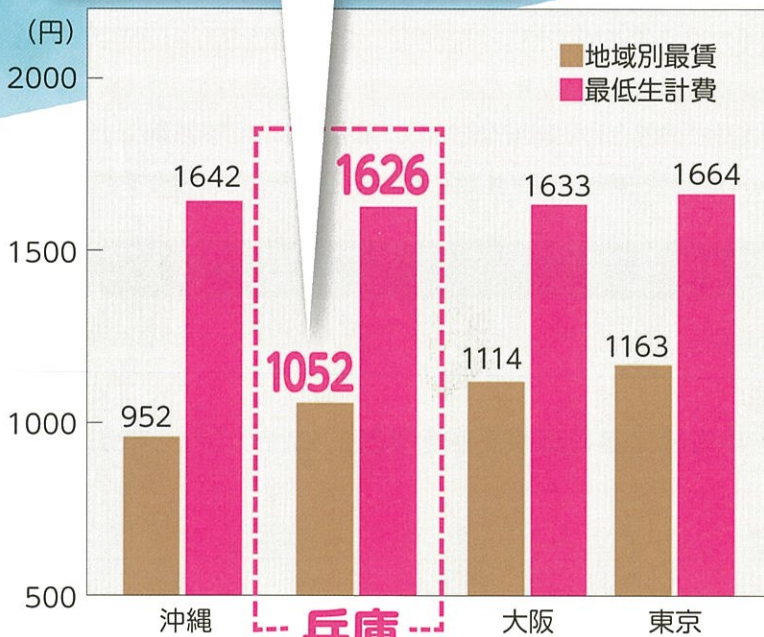
今すぐ
全国
一律

1500円以上に



兵庫県の
最低賃金 **1052円**

最低賃金は、最低賃金法という法律によって定められ強制力があります。2024年10月から、兵庫の最低賃金は1,052円。これを下回る賃金を定めた雇用契約書は無効です。



地域別の最低賃金と最低生計費

最賃の地域間格差が一極集中招く

いま兵庫の最低賃金は1,052円。大阪は1,114円。神崎川を兵庫県側から渡るだけで、時間額が62円高くなります。東京は1,163円で兵庫とは111円もの開きがあります。これでは兵庫から大阪へ人・もの・カネが流れます。果ては東京へ一極集中し、兵庫の経済がますます停滞します。

直近の調査によれば、グラフのとおり全国どこで生活しても生計費は大きく変わりません。兵庫県では、神戸市内で一人暮らしをする25歳青年の場合、時間額で女性は1,582円、男性は1,626円が必要です。今こそ、この最低生計費に合わせて時間額を1,500円以上へ引き上げ、全国一律最低賃金を求めましょう。

物価高騰に見合った賃金を



電気・ガスや食料品などの生活必需品の価格高騰が続いており、実質賃金は下がっています。いまこそ最低賃金を引き上げ、1日7時間働けば普通に暮らせる社会を実現しましょう。

中小企業への直接支援を

中小企業が最低賃金を大幅に引き上げても、健全な経営ができるよう国の支援を拡充することが急務です。例えば諸外国でも実践されている社会保険料の事業主負担の免除・減額などを国や地方自治体に求めていきましょう。

兵庫労連(兵庫県労働組合総連合)／国民春闘兵庫県共闘委員会

〒650-0023 神戸市中央区栄町通3-6-7 大栄ビル10F
TEL 078-335-3770 FAX 078-335-3830 Mail rorenhyogo@shinsai.or.jp